

放射線検査依頼時のお願い

2020年4月1日より、医療法施行規則の改正に伴い、病院やクリニックでは放射線安全管理体制を整えることが必要になりました。

医療機器共同利用で放射線検査を依頼する患者さんに対して検査依頼にあたって下記についてご理解いただき別紙を参考に事前に患者さんに説明をお願い致します。

<医療被ばくは、線量限度がないので必要性の判断が重要>

放射線検査で患者さんや家族が受ける被ばくを医療被ばくと言い、医師や看護師など医療従事者が受ける職業被ばくとは区別されています。

医療被ばくでは必要な診療が受けられなくなることを防ぐために、放射線量に制限値が設けられていません。

そのため、その放射線検査が本当に必要かどうかを医師が判断することが重要になります。

<患者さんへの検査依頼前に説明をお願いします>

医師は放射線診療の必要性を判断した後、患者さんにもその内容を説明することが必要になります。

●説明が必要な放射線検査項目

- ・CT検査
- ・PET検査
- ・X線透視検査
- ・シンチグラフィ検査
- ・骨密度検査

●主な説明項目

- ・検査や治療により想定される被ばく線量とその影響について
- ・リスクとベネフィットを考慮した検査の必要性について
- ・医療被ばくの低減に関する取り組みについて

日立総合病院ホームページの「医療従事者の方へ」「地域医療連携室」「検査ご予約方法」から日立総合病院で行っている放射線診療に関する説明例(別紙参照)が印刷できます。放射線検査をご紹介いただく際はこちらを参考に患者さんへ説明をお願いいたします。